

# 北広島町農業委員会第17回総会議事録

事務局 (第17回北広島町農業委員会総会開会宣言)

副町長 (あいさつ)

会長 (開会あいさつ)

---

## 議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請の承認について

会長 番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

16番 11月15日に3番委員と譲受人宅を訪問し、現地確認を行いました。申請に至った経緯は摘要欄のとおりです。譲受人と譲渡人は兄弟で、譲受人は圃場整備した当時から今まで申請地を管理しておられます。譲受人は従来から農業をされており、技術、機械、労働力については問題ありません。また、周辺農地における影響は考えられません。以上の事から農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号1番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

職務代理者 内容は摘要欄のとおりですが、譲渡人は譲受人から申請地を譲り受けたいと申し出を受けており、この度売買をするため申請に至りました。譲受人は従来から農業をされており、技術、機械、労働力については問題ありません。また、周辺農地への影響はないことから農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号2番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号3番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

7 番 11月17日に地区担当推進委員と譲受人の父に聞き取りを行い、現地確認を行いました。内容は摘要欄のとおりですが、譲受人の父が申請地を耕作されており、譲受人は帰って農業を手伝っておられると聞きました。申請地に隣接する211番は譲受人の父の農地で一体として利用されておりました。譲受人の父は機械を持っておられ、譲受人と共に農業に励まれています。このことによる周辺農地への影響は考えられません。以上の事から、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号3番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号4番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

2 番 11月13日に地区担当推進委員と現地確認を行いました。申請地は譲受人宅の近くに位置します。申請地は狭小農地ですが、譲受人が家庭菜園として利用したいとのことで申請に至りました。機械は、耕耘機と草刈り機で十分家庭菜園としての活用が見込まれ、譲受人夫婦で作業は可能だと考えます。申請地は集団農地の周辺にある狭小農地であることから、地域の担い手の面的集積を分断することはなく、地域営農への影響は考えられません。従って、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号4番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号5番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

7 番 11月18日に地区担当推進委員と現地調査をしました。この案件は、譲受人がハウスを増設したことにより、従業員を確保するため従業員の住宅を購入するにあたり、農地と併せて購入することになったことから申請に至りました。譲受人はハウスでハウレン草を大規模で栽培されており、機械、技術、労働力については問題ありません。また、周辺農地への影響は考えられないことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

10番 譲渡人に残る66㎡の畑を残している理由は。

事 務 局 当該農地は現況農地ではなかったため、違う形で後日申請される予定です。

会 長 その他にご意見ご質問等はございませんか。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号5番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号6番及び7番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

6 番 申請地は圃場整備の際に1枚の田を三者に分けられたものです。譲渡人はいずれも町外在住であり高齢になってきたことから、この申請地を管理している譲受人へ譲渡することになったため申請に至りました。営農は従前どおり行われることが見込まれるため、周辺農地への影響は考えられません。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

- 委員 (異議なし)
- 会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号6番及び7番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委員 異議なし(挙手全員)
- 会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号8番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案を読み上げる。)
- 12番 11月11日に地区担当推進委員と現地確認を行いました。摘要欄にもありますが、譲渡人は海外在住で先日死亡されたことから、遺言に基づき甥である譲受人が譲り受ける事になったため申請に至りました。申請地を確認したところ、きれいに草刈りがされており管理がされていました。また、周辺農地への影響は考えられないことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。
- 会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 10番 譲受人は、管理はされているが耕作はされないのか。営農計画ではどうなっているのか。
- 事務局 営農計画書によりますと、果樹(栗・うめ)と記載されています。
- 会長 その他にご意見ご質問等はございませんか。
- 委員 (異議なし)
- 会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号8番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委員 異議なし(挙手全員)
- 会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

---

## 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について

- 会長 番号9番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案を読み上げる。)
- 16番 11月19日に8番委員と地区担当推進委員と現地確認を行いました。内容は摘要欄のとおりですが、申請地は以前から耕作されておらず、荒廃農地の恐れがある農地でした。昨年7月の豪雨災害による河川災害復旧工事により現地を利用され、現況復旧されている

ましたが以前より埋め立てられ高くなっていました。以前から休憩所としてバスを設置されていたことから始末書を添付しての申請に至りました。以上のことから追認やむなしであり許可妥当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号9番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号10番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

5 番 11月16日に13番委員と地区担当推進委員と申請人立会のもと現地確認を行いました。内容は摘要欄のとおりですが、申請地は平成5年ごろに造成し、亡き父の代から進入路として使用してきておりました。顛末書添付で申請され、追認やむなしであり許可妥当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号10番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号11番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

2 番 11月13日に15番委員と地区担当推進委員と現地確認を行いました。申請地に隣接する宅地と合筆するため事務局へ相談し、過去に許可済みかを確認したところ該当なしとのことであったため申請に至りました。現地はブロック塀がされており、追認案件のため現状は変わらず周辺農地への影響は考えられません。第3種農地であり、原則許可の案件であることから追認やむなしであり許可妥当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号11番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号12番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

12番 11月11日に職務代理者と地区担当推進委員と申請人で現地確認を行いました。従来の墓地は遠方でしたが、申請人が病気をされ管理が難しくなったことから、申請人の自宅から近い申請地に墓地を移転するため申請に至りました。分筆にあたり、豪雨災害で土地家屋調査士の手続きが手間取ったことにより、事後申請となったため始末書が添付されています。追認やむなしであり許可妥当と判断しました。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号12番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号13番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

2番 11月13日に15番委員と地区担当推進委員と現地確認を行い、申請人へ面談を行いました。摘要欄にありますが、今年申請人の母が亡くなったことから、墓地を移転し、駐車場と進入路として転用するため申請されました。申請地は町道沿いにありますが、路上駐車すると車の往来の妨げになることから駐車場を整備されるとのことです。以前から既存の倉庫へつながる進入路が造成されていたことに対して顛末書が添付されています。周辺は宅地になり転用に係る支障はありません。以上の事から許可妥当と判断しました。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号13番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号14番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

職務代理者 11月11日に9番委員と地区担当推進委員と現地確認を行いました。既存の墓が山中にあり、自宅裏の申請地へ墓地を移転するため申請に至りました。周辺農地は申請人所有であり支障はありません。以上の事から許可妥当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号14番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

---

### 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について

会 長 番号15番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

15番 11月13日に2番委員及び地区担当推進委員と現地調査を行いました。内容は摘要欄のとおりですが、譲渡人は以前耕作をお願いしていたが、耕作者が契約満了で止めてしまい困っていると相談があった事案です。この度、譲受人が購入することになり申請に至りました。開発行為については許可済みであり、土砂については県と町建設課立会いのもと測量が行われており、許可見込みであることを確認しました。また、水路について確認したところ問題はなく、このことによる周辺農地への影響は考えられないため許可相当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号15番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号16番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

5 番 11月16日に13番委員と地区担当推進委員と現地確認を行いました。摘要欄にありますが、長年耕作をされておられず、申請地に太陽光発電設備を設置し有効利用するため申請に至りました。周辺農地への影響はなく許可相当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号16番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号17番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

12番 11月11日に職務代理者と地区担当推進委員と行政書士立会のもと現地確認を行いました。申請地には地域住民の要望でバス停が設置されており、顛末書添付での申請となっております。周辺農地への影響は考えられず、追認やむなしであり許可妥当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号17番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号18番、19番及び20番について事務局より説明をお願いします。



事務局 (議案を読み上げる。)

17番 11月19日に1番委員と地区担当推進委員と現地確認を行いました。申請地は以前から耕作されず荒廃しており、地域の懸案となっていました。譲受人は申請地近辺で養魚池を設置し管理していることから、譲受人へ有効利用してもらいたいとお願いしたところ、養魚池及び駐車場として利用してもらうことになり申請に至りました。計画面積及び事業規模は妥当であり、周辺農地への影響はなく、水利も現存の田との共用や、ボーリングをするということで問題はないと考えます。以上の事から許可相当と判断しました。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

2番 申請地は1種農地ということだが、圃場整備されているのか。

17番 圃場整備されていません。

事務局 1種農地の判断は、当町では主に圃場整備された土地改良区域換地計画にある農地を1種農地としています。その他に国が例示している1種農地の中で、おおむね10ヘクタールの一団の農地等の区域内にある農地も1種農地となるとあり、この度の農振除外に係る県との協議の中で、申請地を一団の農地にあたと判断され1種農地として取り扱われたことから、この案件については1種農地としました。

2番 不許可の例外の「既存施設の2分の1を超えないもの」である根拠を示してほしい。

事務局 (追加資料を配布し説明。)従来から設置していた養魚池にかかる面積が9,141㎡であり、今回申請された総面積3,314㎡は2分の1の範囲に収まるため、不許可の例外が適用されます。

会長 その他にご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号18番、19番及び20番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号21番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

7番 11月18日に6番委員と地区担当推進委員と現地確認を行いました。譲受人は地域の営農集団で、地域農業者の倉庫を乾燥施設を借りて利用していました。この度地域農業

者がハウスを増設され倉庫が必要になったことから、乾燥調製施設を新設するため申請に至りました。譲渡人は営農集団の構成員でもあります。計画面積及び事業規模は妥当であり、周辺農地への影響は考えられないため許可妥当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号21番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

---

#### 議案第4号 農業用施設転用届について

会 長 番号22番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

職務代理者 11月11日に9番委員と地区担当推進委員と現地調査を行いました。内容については摘要欄のとおりですが、この申請地は3条申請2番案件関連の農地です。申請人の父が農道として改良し利用してきたことから、顛末書添付で届出をされました。周辺農地は申請人と3条譲受人の農地であり、水路については整備されておられることから周辺農地への影響はありません。以上の事から受理妥当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号22番について農業用施設転用届を受理してもよいと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって届出を受理することに決定しました。続いて番号23番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

8 番 11月14日に14番委員と地区担当推進委員と現地調査を行いました。内容については摘要欄のとおりですが、申請人である法人の規模拡大及び雇用者増に伴い休憩所を新

築するため届出がされました。事業規模、面積は妥当であり周辺農地への影響はありません。以上の事から受理妥当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号23番について農業用施設転用届を受理してもよいと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって届出を受理することに決定しました。

---

### 議案第5号 非農地証明申請について

会 長 番号24番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

14番 11月14日に8番委員と地区担当推進委員と現地調査をしました。内容は摘要欄のとおりです。申請地は狭小な農地であり荒廃していました。申請人は高齢で町外の老人ホームへ入所されたことから、今後農地への復元は困難と考え受理妥当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号24番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号25番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

5番 11月16日に13番委員と地区担当推進委員と現地確認を行い、申請人へ聞き取りを行いました。内容は摘要欄のとおりですが、申請地の45、46-1、46-2、47番の4筆は山中にあり水の便利が悪いことから、長年耕作されず荒廃しております。また、申請人宅横の申請地938-1は耕作放棄され現在に至っています。申請人は将来的に耕作再開の意思はなく、今後農地への復元は困難と考え受理妥当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号25番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号26番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

3 番 11月16日に10番委員と地区担当推進委員と現地確認を行いました。内容は摘要欄のとおりで、すでに荒廃しており木が生えている状態でした。周辺は荒廃農地ばかりであり、農地への復元は困難であることから受理妥当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号26番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号27番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

4 番 11月9日に会長と地区担当推進委員と現地確認を行いました。内容は摘要欄のとおりで、申請地はトタクターが通れない狭い山道を上がっていくような場所であり、30年以上経過した杉の木が植林され山林化していました。農地への復元は困難であることから受理妥当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号27番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。

---

### 議案第6号 農用地利用集積計画について

会長 事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案を読み上げて説明。）これらは、農業経営基盤強化促進法第18号第3項各要件を満たしていると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等ございましたらお願いします。

委員 （異議なし）

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について可として意見を付すことにご賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手全員です。よって可として意見を付すことに決定しました。

---

### 議案第7号 農用地利用配分計画について

会長 内容について事務局から説明をお願いします。

事務局 （議案を読み上げて説明。）

会長 それでは農用地利用配分計画について質疑に入ります。この件についてご意見ご質問等ございましたらお願いします。

委員 （異議なし）

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について可として意見を付すことにご賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手全員です。よって可として意見を付すことに決定しました。

---

議案第8号 農業振興地域整備計画の一部変更について

会 長 事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

会 長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。農業振興地域整備計画の一部変更について、可として意見を付すことにご賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって可として意見を付すことに決定しました。  
以上で本日、提案いたしました案件につきましては終了します。

以上、相違ないことを証するため署名捺印をする。

平成 年 月 日

会 長

⑩

議事録署名者

⑩

議事録署名者

⑩